

福島県工事検査実施要綱の運用

第4条関係

第3項の「特に必要と認めるとき」とは、原則として、検査が集中するなど、専門検査員による検査が困難な場合をいう。

- 第4項により出納局長から検査の依頼を受けた課長または公所長は、依命検査員として主査相当職以上若しくは専門員の職にある者又はこれらと同等の技術能力を有する者（副主査であって、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条に基づき採用された者に限る。）を指名しなければならない。

この場合、できるだけ当該工事を担当する課以外の職員を指名する。

第6条関係

検査の請求は、前月の15日までに請求しなければならない。

ただし、3月検査の請求については、2月10日までに請求しなければならない。

なお、緊急に検査する必要がある場合には、工事検査員に事前相談のうえで検査の請求をすること。

第7条の2関係

検査員との協議により、検査員及び検査月に変更が無い場合（依命検査員の変更を含む）に限り、工事検査変更願（第8号様式）の提出、工事検査実施（第4号様式）の通知は不要とし、次の手続きによるものとする。

ただし、検査員との協議で対応不可となった場合、工事変更願の提出、工事検査実施の通知が必要となることから、早期に協議すること。

- 監督員は、検査員と協議した上で、「工事番号」、「工事名」、「当初検査日」、「変更検査日」を記載したメールを検査員に送付する。その際、監督員の上職である課長（以下、担当課長）にも同内容をCcで送付する。
- 検査員は、上記メールを受け取ったときには、了解した旨を記載したメールを監督員と担当課長に返信する。その際、工事検査課内の当該検査結果取りまとめ担当にもCcで送付する。

第8条関係

検査の過程で検査員が必要と認める場合は、工事の実施状況について関係資料の提示を求めることができる。

第9条関係

監督員に事故があり検査の立会いができないと認められる場合は、公所長（本庁機関にあっては課長）は、当該所属職員のうちから指名する者を代理として立ち合わせるものとする。

- 「受注者」とは、受注者又は受注者の現場代理人、主任技術者、監理技術者若しくは社内検査員等であり、これらの者の内、工事に関する説明の出来る必要最小限の者をいう。

第12条関係

検査員は、工事成績の評定を行ったときはこの関係書類を添えて、工事検査終了後速やかに提出する。

附 則

この運用は、平成19年4月 1日から施行する。

附 則

この運用は、平成19年9月 1日から施行する。

附 則

この運用は、平成20年4月 1日から施行する。

附 則

この運用は、平成21年4月 1日から施行する。

附 則
この運用は、平成 23 年 2 月 7 日から施行する。

附 則
この運用は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この運用は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この運用は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

附 則
この運用は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この運用は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この運用は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この運用は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この運用は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。